

1. 貴省から「児童福祉法第6条の3第10項第2号の規定により、満3歳以上でも地域の実情に応じて自治体の判断により小規模保育施設で受け入れることが可能」との説明があったが、自治体の判断基準が不明確であるため、小規模認可保育所による満3歳以上の待機児童の受入れが進んでいない。

同項第2号の規定の活用を促進して満3歳以上の小規模保育を拡大するため、自治体による判断が可能なケースを明確化するなどの対応を行うこと。

(回答)

- 満3歳以上でも小規模保育事業所で受入れ可能な場合について、卒園後の受け皿が見つからない場合や兄弟で別々の施設に通所せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合には、定員の範囲内で3歳以上児を受け入れることも可能と具体例を示しており（子ども・子育て支援新制度に関する自治体向けFAQ、事業者向けFAQ）、内閣府子ども・子育て本部HPで広く公表している。

2. 小規模認可保育所は原則「満3歳未満児の保育を目的とする施設」となっているが、国家戦略特区においては、上記自治体の判断によらず0～5歳児の受入れを可能とする小規模認可保育所を設置できるよう、措置すること。

(回答)

- 保育所、小規模保育事業所等における保育については、市町村がその実施責任を負うことが児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定されている。そのため、適切な保育の実施に当たっては、市町村が地域の保育ニーズを踏まえた利用調整等を行う必要があり、自治体の判断によらず0～5歳児を受入れ可能とすることは困難である。